

様式1-3

被相続人居住用家屋等確認申請の提出書類（申請書に添付する書類）について

※提出された書類により確認ができなかった部分は、補完資料として⑩その他の書類を提出

	提出書類	入手先	注意点等
①	☐ 被相続人の除票住民票	本庁舎1F市民課 尾西事務所窓口課 木曾川事務所総務窓口課 各出張所	・コピー不可 ・被相続人が老人ホームに入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合は『死亡日の確認ができるもの』及び『戸籍の附票』
②	☐ 相続人の住民票	住所地の市町村窓口等	・コピー不可 ・当該家屋の取壊し日以降の日付で取得 ・当該家屋の死亡日以降に、相続人が2回以上転居している場合、『戸籍の附票』の提出が必要 ・被相続人が死亡日以降に、相続人が複数いる場合は、相続人全員分の『住民票』が必要（申請の有無にかかわらず必要）
③	◎譲渡日（引渡し日）を確認できるもの		
	☐ 当該家屋の敷地等の売買契約書の写し等	仲介不動産業者等	・相続人が売主となっていること ・当該家屋の取壊し日以降の日付で取得 ・契約特約等により、売買代金全額受領日に所有権が移転する場合、『振り込み日を確認できるもの』 ・契約書により譲渡日を確認できなかった場合、契約書に加えて『登記事項証明書（譲渡日が分かるもの）』等
④	◎相続人の数を確認できるもの		
	家屋が耐震基準に適合することとなった場合は(i)、取壊しの場合は(ii)のいずれか		
(i)	☐ 当該家屋及びその敷地の登記事項証明書等	法務局	・コピー不可 ・登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、『遺産分割協議書』等でも代用可
(ii)	☐ 当該家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書等		
⑤	◎耐震基準に適合することとなった日又は取壊し日を確認できるもの		
	家屋が耐震基準に適合することとなった場合は(i)、取壊しの場合は(ii)のいずれか		
(i)	☐ 耐震基準適合証明書（又は建設住宅性能評価書のコピー）及び工事請負契約書の写し及び工事費用の請求書や領収書等	建築士（登録事務所）に属する建築士に限る） 指定確認検査機関 登録住宅性能評価機関 住宅瑕疵担保責任保険法人 改修工事施工業者等	◎耐震改修工事の完了日を確認できるもの
(ii)	☐ 当該家屋の閉鎖事項証明書	法務局 解体工事施工業者等	次のいずれかの書類でも代用可 ・『建物滅失登記の登記完了証』 ・当該家屋の『解体工事の請負契約書の写し』（家屋の所在地、工事期間が記載されていること）及び工事費用の『請求書』や『領収書』等 ・解体業者の発行する『建物取壊し証明書』
⑥	☐ (i)～(iii)の書類のいずれか	複数の書類が提出された場合は、当該複数の書類のすべて	
(i)	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	契約をしていた各種会社等 本庁舎10F営業課（水道）	・電気、水道又はガスのいずれかひとつ ・被相続人の死亡日から譲渡日までの期間に、『使用中止されていることが確認できるもの』で、契約者氏名及び所在地が記載されていること ・契約をしていた各種会社等へ、「契約（解約）状況の分かる書類」と、請求してください
(ii)	宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であり、かつ、当該空き家は除却又は取壊しの予定があることを表示して広告していることを証する書面	宅地建物取引業者	・『広告チラシ』や、『宅地建物取引業者のホームページ画面の印刷』でも可 ・現況「空き家」であることを記載したもの
(iii)	その他		・やむを得ない事情で(i)(ii)の書類のいずれもご用意できない場合、ご相談ください
⑦	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、(i)～(iii)の書類のすべて		
(i)	☐ 要介護認定等を受けていたことを明らかにする書類	各認定機関等 福祉施設等	老人ホーム等の入所の直前において要介護認定等を受けていたことを明らかにする以下の書類 ・介護保険の被保険者証の写し ・障害福祉サービス受給者証の写し ・要介護認定、要支援認定等を受けたことを証する書類 ・要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録 など
(ii)	☐ 施設入所時における契約書の写し等		入所していた施設が以下の施設等であること ア 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム イ 介護老人保健施設、介護医療院 ウ サービス付き高齢者向け住宅 エ 障害者支援施設、共同生活援助を行う住居
(iii)	☐ 相続発生直前まで被相続人が当該空き家を一定使用し、かつ、事業等の用に供されていないことを証する書類	契約をしていた各種会社等	ア 電気、水道、ガスの契約名義及び使用中止日が分かる書類（⑥(i)と兼用可） イ 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録 など ウ その他要件を満たしていることを認めることができるような書類
⑧	☐ 当該家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は取り壊し等することを約したことが分かる売買契約書等のコピー	仲介不動産業者等	・本書類の提出がないことをもって、確認書の交付が妨げられるものではないため、書類の提出が困難な場合は、ご相談ください
⑨	☐ 委任状	一宮市のウェブページID: 1019462 右の電子コードを読み取ると、ウェブページへ移動します	・申請者本人が窓口で申請する場合は提出不要 ・相続人が複数で、代表者が申請する場合は他の相続人の分が必要 ・任意の書式でも可 ・自署又は記名押印
⑩	☐ その他		・必要に応じて提出をお願いする書類

<問合せ先・申請受付窓口>

一宮市建築部住宅政策課

対策グループ

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL: 0586-85-7010(直通)

FAX: 0586-73-7809

E-MAIL: jusei@city.ichinomiya.lg.jp

